静岡県告示第634号の２

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第１項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第２項の規定に基づき告示する。

令和８年10月27日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類（通称名５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）	令和８年10月28日
Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン及びその塩類（通称名Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）	令和８年10月28日
（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類（通称名２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）	令和８年10月28日

２　指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。